	第 10 次第 2 回横浜市消費生活審議会議事録
日時	平成 28 年 2 月 9 日 (火) 14 時~15 時 50 分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出 席 者	荒井委員、伊藤委員、榎本委員、大岡委員、大澤委員、佐藤委員、下嶋委員、鈴木和
	子委員、鈴木隆委員、鈴木義仁委員、髙橋委員、多賀谷委員、田中委員、村委員
欠 席 者	作間委員、醍醐委員、松葉口委員
開催形態	公開 (傍聴者 0 人)
議 題	議題1 会議録確認者の選出について
	議題2 施策検討部会報告
	議題3 消費者教育推進地域協議部会報告
	議題4 消費者団体等協働促進事業審査評価部会報告
	議題 5 公募委員選考部会報告
	議題6 消費者被害救済部会報告
	議題7 その他
決 定 事 項	会議録確認者は榎本委員及び大岡委員とする。
事務局(消費経	それでは、皆様お揃いになられましたので、議題に先立ちまして、事務局より委員
済課長)	の皆様にお知らせがございます。
	第 10 次消費生活審議会は 18 名の方に委員をお願いしておりますが、横浜商工会
	議所から御推薦いただいておりました岡田委員から、横浜商工会議所の後任委員への
	委嘱に向けた調整を進めております。従いまして、現在1名の欠員が生じており 17
	名となっておりますことを御報告させていただきます。
	また、本日は市民経済労働部長の小賀野と横浜市消費生活総合センター所長の小守
	も同席しております。どうぞよろしくお願いいたします。
	お知らせは以上となります。それでは、定刻より少々早いですが、会長に引継いで
	よろしいでしょうか。
AA 1 347 A F	
鈴木義仁会長	はい。それでは、第10次の第2回横浜市消費生活審議会を開会いたします。全体
	会自体は本当に久しぶりになりますね。横浜市の場合は色々と部会に分かれて審議を
	しておりますので、全体会はようやく2回目ということです。
	本日は審議会委員17名中、14名の方が出席されています。作間委員、醍醐委員、
	松葉口委員が御欠席ということです。17名中の14名出席ということで、会議開催の
	定足数に達しております。
	また、横浜市情報公開条例により、この審議会は公開となりますので、よろしくお
	願いいたします。傍聴の方はいらっしゃらないですね。 第1回の関係がよ第2回の関係までに関が関きまして、第1回の関係は2000に、公算
	第1回の開催から第2回の開催までに間が開きまして、第1回の開催以降に、公募 コース アンス・カース ままま こうかん ひょう かんが ちゅました まに ました ままま しょうかん かんがん しょした まに ままましょう かんがん しょした まに ままましょう かんがん しょした まに ままましょう かんがん しょした まに ままましょう かんがん しょうしゃ かんしゅう しゅう しゅうしゅう はんしょう ロース・スター ロースター ロースタ
	部会で選考された市民委員の就任及び委員の交代がありました。市民委員として、佐藤委員と下嶋委員がそれぞれ就任されておりまして、施策検討部会に所属されていら
	っしゃいます。

また、消費者団体等の団体内の役員の変更による委員変更がありまして、横浜市生活協同組合運営協議会から、上田委員の後任として荒井委員、消費生活推進員より、佐々木委員の後任として髙橋委員がそれぞれ就任されています。荒井委員につきましては、消費者被害救済部会と消費者団体等協働促進事業審査評価部会に、髙橋委員は消費者教育推進地域協議部会に、それぞれ所属されています。現在の委員構成は、資料1の2を御覧ください。それでは、新しく就任されました荒井委員から順にご挨拶をお願いします。

荒井委員

横浜市生活協同組合運営協議会から上田に変わってまいりました荒井と申します。 これからよろしくお願い致します。所属はパルシステムかながわゆめコープになります。

鈴木義仁会長

それから市民委員の佐藤委員お願いします。

佐藤委員

佐藤でございます。よろしくお願い致します。私は以前銀行に勤めておりまして、もう定年退職いたしまして今はフリーの立場です。かつて消費生活アドバイザーの資格を所得していたものですから、消費者問題に対して何かできないかなと思っていたところでこういった機会がございましたので応募させていただきました。よろしくお願い致します。

鈴木義仁会長

同じく市民委員の下嶋委員お願いします。

下嶋委員

下嶋です。御指導御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

鈴木義仁会長

髙橋委員お願いします。

髙橋委員

瀬谷区の消費生活推進員の代表をしています。全体まとめて私と同じような代表が 12 人おりますが、その中で各区の格差がかなりあるなと実感しております。よろし くお願いします。

### 議題1 会議録確認者の選出について

鈴木義仁会長

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。まず、会議録確認者についてですが、本日の会議録の確認者を指名させていただきます。今回は、榎本委員と大岡委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

榎本委員・

(了承される)

大岡委員

鈴木義仁会長

よろしくお願いします。

### 議題2 施策検討部会報告

鈴木義仁会長

それでは、各部会からの報告に入ります。まず、施策検討部会ですが、私が部会長になりますが、まず、施策検討部会でどのような検討をしているか、議論を進めるにあたっての基礎情報がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局(消費経済課長)

それでは、お手元の参考資料1、参考資料2、参考資料3のうち、本日は主な項目 について御説明させていただきます。こちらの資料は以前既に皆様にお送りさせてい ただいております。

(参考資料1、2、3から消費者安全法の改正概要、横浜市の現況について説明)

鈴木義仁会長

ありがとうございました。それでは、施策検討部会のこれまでの議論の状況などを 御報告させていただきます。報告書はお手元の資料2、第10次横浜市消費生活審議 会施策検討部会報告書を御覧ください。

施策検討部会は、消費生活に関する重要な事項の調査審議を行うとともに市長に意見 を述べること、を目的としております。

第 10 次の審議テーマは、第1回の消費生活審議会で、「地域における高齢者の見守りの在り方について」に決定いたしました。先ほど事務局から説明がありました消費者安全法の改正に伴って、参考資料の中でも地域の見守りネットワークということで消費者安全確保地域協議会といったものが出てきますけれども、横浜市ではこういった地域での消費者の安全確保、とりわけ高齢者について、どのような取組ができるだろうか、ということで、このテーマについて審議していくこととなりました。

第1回目が昨年7月、第2回が昨年12月に開かれました。報告書の裏面を御覧いただきまして、横浜市における高齢者等に向けた消費安全に資する地域の見守りの在り方について議論を進めているところです。

議事概要のところに、主な意見として下線を引いた色々な意見が挙げられています。例えば第1回では、「福祉部門との連携なしには難しいのではないか」ということがありました。法律としては消費者安全法で消費者安全確保地域協議会を独自に作るようなことが書かれていますけれども、国は勝手に法律に書けばいいだけの話で、予算措置を講じてくれれば各自治体でも一生懸命に作っていくわけですけれども、お金は自前でやれということで。しかも地域で高齢者と関わっている方というのは、やはり一番関わっておられるのは福祉部門なので、福祉部門との連携の中で、福祉部門の方に消費生活という視点を持っていただくだけでもだいぶ違うのではないかという意味も込められていたと思います。

第2回でも色々と議論をしまして、高齢者と言っても十把一絡げに高齢者のすべて の方が見守りの対象になられるわけではなく、元気な高齢者もいらっしゃいます。お 元気な方は見守る方になるというような意見もありましたけれども、そういったとこ ろから「自分は被害に遭わない、他の人は被害に遭うかわいそうな人、という感覚に 違和感がある」という意見も出されました。横浜市の場合には事務局からの説明にも ありましたけれども、消費生活推進員という制度がありまして、消費者安全法では消 費生活協力員というものがありますけれども、横浜ではすでに独自に推進員という制 度を持っていましたので、「消費生活推進員という横浜市独自の制度を軸に考えてい くとよいのではないか」という意見も出されました。

ただ、地域の人と言っても色々と限界がありまして、自治会の役員さんが 70 歳越 えの方も大勢いらっしゃって、連合自治会で運動会をやりたいといった時に、「40 代 50 代の方が出ていないのでなんとかしてもらえませんか」と言われてしまうなど、 やはり 40 代 50 代の男性などですと、地域に行くよりも会社に出てしまうので、地域とのかかわりが全然なく、役員が回ってきても奥さんに任せっきりということも多いので、その位の年齢層が地域の中でも薄いということがありまして、「既存の役員の方にさらに負担をかけるのは難しい」などの色々な意見が出されました。

「『消費生活の視点を持った』見守りをするためには?」、「連携を進めていくためには?」、「啓発の強化」という3つの観点から議論を行いました。今後の予定としましては、4月から6月の間で1回か2回開催する予定で、これまでの議論の内容を踏まえて、第10次審議会報告をまとめていきたいと考えています。まだいろいろな考えや御意見が出されている状況で、まだ部会としてこれといったまとめが出ているわけではございません。視点としては、先ほど申し上げたような3つのテーマを元に意見を出し合っているということです。

せっかくですので、部会でやっておりますと、縦割りになってしまって他の部会の 方は関わられないので、主に施策検討部会以外の方から御意見などはございますでしょうか。鈴木和子委員いかがでしょうか。

#### 鈴木和子委員

鈴木です。よろしくお願いします。私は消費者教育推進地域協議部会に所属しているのですが、先生方の部会と同じような、やはり地域との連携、福祉に関係しているところと消費者教育を行うところとのつながりが大事だ、ということで、とても共通しているところがあります。私共の部会では先日開催された部会の最後では、割とお互いにコラボしていきましょうとか色々な意見が出まして、結構そういうところで地域のつながりの芽が出始めたんじゃないかなと感じました。先生にも私共の部会にもお顔を出していただいてどんなふうにつながりを築いていこうとしているといったところを見ていただけたらと思いました。

#### 鈴木義仁会長

消費者教育の推進も地域でどのように実施していくか、見守りも地域でどうやっていくのかと。

### 鈴木和子委員

共通していますよね。社会福祉協議会の方や老人クラブの方とかも出てきてくださって交流が育っているように感じました。

#### 鈴木義仁会長

社協の方、老人クラブの方がむしろ施策検討部会にも出ていただいた方がいいのかもしれないですね。地域で活動されていらっしゃる髙橋委員、いかがでしょうか。

#### 髙橋委員

私は瀬谷区の消費生活推進員ですが、自分の地区では事務局から説明があったとおりの仕組みができているなと思います。社協さんを中心に物事が動いてそれぞれの担当があって、という形になっているので、資料の仕組みに当てはめるとうまくいっているなと思います。が、私個人として消費生活推進員をしていますが、民生委員も頼まれています。2つの目で見られるかなと思いながらお話を伺っていました。

### 鈴木義仁会長

うまくいっている実例などをぜひご紹介いただけたら。

# 事務局(消費経済課長)

民生委員さんの視点で御覧になると、消費の目も必要になってきているということは、どのような感じでしょうか。

## 髙橋委員

敬老福祉大会で消費者被害の撲滅キャンペーンをしています。消費生活推進員だけでは 200 人も 300 人も集められないので、敬老福祉大会のお年寄りをお祝いする席で寸劇をしたり、たまには落語の人を呼んでみたりしています。その後に社協の方たち主体でビンゴやカラオケをしたりして、どれもこれもまぜこぜに消費生活推進員のメンバーが加わっています。地域に根付いていると感じています。

### 鈴木義仁会長

「消費者被害に遭わないために」という題名だと、本当に関心がある方が集まるだけで難しいですよね。

## 髙橋委員

お祝いの席という形で集まっていただいたところに出させていただいているので、 推進員だけで行うよりも人が集まりますね。

#### 鈴木義仁会長

そうですね。大岡委員いかがでしょうか。

### 大岡委員

基本的なところで問題設定のところが十分理解できていないのですが。消費生活審議会の施策検討部会で問題を検討するということですよね。一つの流れとして、地域の高齢者の見守りという普遍的なこれまでにもずっとある背景がありますね。もう一つの新しい要素としては安全法の地域での消費者問題に即した体制の整備といった課題がありますね。今回、施策検討部会で審議しようとしているのは、これらをすべて含めた、消費者問題に限らない見守りというテーマにも目配りをしつつ、新しい法改正から要請を受けた横浜市としての対応をどうするかという問題も考えるということでしょうか。そもそも論で申し訳ありません。お話を聞いていて、あまりにも大きな問題なので、相当絞らないと有効な議論ができないのではないかと感じました。先ほど来、今一歩こういう喫緊の問題があって、消費生活審議会としてはこのように

考えるんだ、というものがいまいちわからなかったです。

#### 鈴木部会長

地域における高齢者の見守りのあり方について、というと、消費生活に限らず広い 印象をもたれると思いますが、その中で消費生活審議会としては、消費者の安全とい う視点に立って、例えば現在の福祉の分野でのかかわりの中で消費者の安全という意 識、視点をできるだけ取り入れていただいて、既存の組織を活用しつつもできるだけ 高齢者の消費生活における安全を図ることができないかということなので、高齢者の 見守り全般の議論ではなく、消費生活、消費者の安全の観点から既存の組織との連携 も含めてどのようにしたらいいかということですね。

## 大岡委員

片や民生委員・児童委員というかなり幅広い任務を持たれている、特に高齢者に対応する要員の方が既におられますよね。一方で対象者を高齢者に限らない消費生活推進員という既存のプレイヤーがおられますね。前者の方々には高齢者のケアも含めて意識的に力を注いでもらいたいというように聞こえたのですが。それから消費生活推進員の方は元々が消費生活の分野の方ですが、特に新しい安全法の要請もあるし、更に地域で活動してもらいたい、ということが議論の中心のテーマでしょうか。

### 村副会長

よろしいでしょうか。少し補足をさせていただきます。ベースにあるのは消費者安全法の改正があると思います。消費者安全法の改正でどうしてこういうことになったのか、というそもそも論があります。そのそもそも論のところで言うとまず、高齢者の消費者被害が増え続けているということが一つあります。これまでも高齢者の消費者被害の防止とか早期発見のための地域での見守りの重要性ということが議論されてきましたし、自治体では色々な工夫をしてきているはずだとは思うのですが、防げていない、増え続けているという問題が一つあります。それからもう一つは、先ほど事務局から参考資料の説明がありましたが、参考資料1の10ページなどを見ていただくと、高齢者人口が増え続けていて、2025年には4人に一人が高齢者になると。もっとおそろしいデータで、上野千鶴子さんの文献を読んでいましたら2060年には40パーセントが高齢者になっているという実恐ろしいデータがあります。現状でも高齢者の消費者被害が増え続けているという状態があり、高齢者人口の割合が増え続けて2025年には4人に一人、2060年には40パーセントが高齢者ということですので、このまま高齢者の全体の人口比率が増え続けて高齢者の消費者被害も増え続けていくと、という非常に大変な時代を迎えつつあるということが前提にあります。

いろんな地域で高齢者の消費者被害の防止だとか早期発掘といった地域での色々な取組が議論され取り組まれていますが、十分ではありません。私が思うに今回の施策検討部会での議論は、今どういう体制にあって、どういう取組みができていて何が足りなくて、なにができるのか、という議論をしていくことが出発点にあるのだと思います。先ほど会長から説明がありましたように、「見守り」っていうと高齢者福祉の見守りがすごく先行してありますよね。そういう意味で言うと横浜市の場合は、な

んというのかわからないのですが、拠点があって色々な仕組みがある。福祉のことというと命にかかわってきます。命にかかわる問題があるということですごく先行して色々な取組があります。一つの着眼点として、そういった地域の福祉の見守りの方たちに消費という視点を持っていただいて、消費生活の被害の防止という観点も入れて見守りをしていただくと、もうちょっと消費の部分でも実効性がある取組になるのではないかという意見があります。

ただ、それについては、福祉の分野だけでも既に手一杯で大変な思いをしてやられておりますので、過重な負担はかけられませんので、過重にならない範囲でお願いできるようにするには、どの範囲でどういう仕掛けが要るのだろうという話になっていくのだと思います。

もう一つが、横浜市の場合には消費生活条例の 16 条で消費生活推進員というものがあります。これは横浜市独自の非常にユニークな制度です。ただ、消費生活推進員はなり手が少なくて、いらっしゃらない地域もあるという状況で地盤沈下が起こっている状況ですので、ここを復活させてテコ入れして充実させてはどうかという意見も出ているというところが今の部会での議論の状況ということでよろしいでしょうか。

### 鈴木義仁会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしければ、施策検討部会の報告については以上になります。また何かありましたら会議の後にでもお願いします。

### 議題3 消費者教育推進地域協議部会報告

## 鈴木義仁会長

次に議題3の「消費者教育推進地域協議部会報告」です。

部会長は松葉口先生ですが、本日は御欠席されています。横浜市消費生活条例施行規則第3条第5項により、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した委員がその職務を代理すると定められています。松葉口部会長より、職務を代理する委員として鈴木和子委員が指名されていますので、鈴木委員から御説明をお願いいたします。

## 鈴木和子委員

承知しました。松葉口部会長が今日は欠席ということで、私が代理で報告させていただきます。資料3をお開きください。この部会の目的は、「構成員相互の情報交換を行うとともに、横浜市消費者教育推進計画の策定及び変更に関して、総合的、体系的かつ効果的な推進にかかる意見を行うこと」とされています。

構成委員についてですが、報告書の中にもありますように審議会委員からは4 名が所属しています。現在事業者代表委員に欠員がございます。

さらに、第9次審議会報告「新たな視点での消費者教育について」で、審議会から国際性や高齢者への配慮が必要である旨の意見を行ったことから、横浜市消費生活条例第12条の規定により、4名の専門委員が所属されております。

この8名のほかに、事務局オブザーバーが教育委員会事務局や区から出席して

おります。

次に、開催状況についてご報告いたします。

第1回は昨年2月2日月曜日に開催され、議題は「横浜市消費者教育推進の方向性」及び「平成27年度消費者教育推進計画について」などでした。

第2回は6月30日火曜日に、「横浜市消費者教育推進の方向性」、「平成27年度横浜市消費者教育推進計画について」、「平成28年度横浜市消費者教育推進計画(案)の策定について」の議題で開催されました。資料裏面をご覧ください。

議事概要についてですが、第1回では、「横浜市消費者教育推進の方向性(案)」に対する意見交換等を行い、書面表決後に「横浜市消費者教育推進の方向性(案)に対する意見」を市に提出しました。

第2回では、市による「意見」への対応状況の報告を受けた後、その他の修正等に関する意見交換を行うとともに、消費者教育推進に関する情報交換を行いました。平成27年度及び28年度の消費者教育推進計画を確定していくにあたって計画を体系的に見せるための工夫に関してアドバイスが挙げられました。

今後の予定につきましては、6月から7月くらいに1回部会が開催される予定です。審議内容としましては、「平成28年度横浜市消費者教育推進計画(案)について」、「平成29年度横浜市消費者教育推進計画の策定に向けて」、「平成27年度横浜市消費者教育推進計画の実施状況について」、のほか、委員相互の情報交換等を行う予定です。

「横浜市消費者教育推進の方向性(案)に対する意見」の抜粋を報告書の下に 掲載しています。「教育という言葉は上から目線に感じるので、共に学ぶとか、 学んで育っていくような印象が広がるとよい」などのほか、障害がある方への消 費者教育に関すること、外国人のかかわりや消費者問題のグローバル性、企業に おける消費者教育に関するご意見などが挙がりました。消費者教育推進地域協議 部会の報告は以上です。

#### 鈴木義仁会長

ありがとうございました。ただいまの説明について御質問、御意見はありますか。

### 佐藤委員

こういうことを申し上げていいのかわからないんですけれども、教育という言葉が上から目線というのは私も同感なのですけれども、人に物を教えるというのはなかなか難しいと思います。拝見していると「横浜市にコーディネートする力があるとよいと思います」で終わっていますけれども。実は私、前から思っていたんですけれども、消費生活アドバイザーの資格を持っておりまして、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、NACS(ナックス)というのですが、その中に消費者教育研究会というものがありまして、私は所属していないのですが、出前講座を行っているんですね。横浜支部にもありますので、そういった団体の力を借りるというような御議論はなかったのでしょうか。

### 鈴木義仁会長

そのような議論はされたのでしょうか。

#### 鈴木和子委員

NACSのような団体のお力を借りるということについては、相談員協会とか色々な消費者団体がありますけれども、そうしたことも想定した上での議論はしていました。

## 事務局(消費生活係長)

固定の団体名称は出てきませんけれども、「方向性」をまとめていく中で民間企業や関係団体との連携ということで、当然そうしたところと連携したうえで進めていくということで含まれています。

#### 多賀谷委員

一番最後のところですが、「グループホームや通所系の施設の職員の方であるとか、 自立生活アシスタントさんにも、消費者市民社会を意識として持ってほしい。」とあ るのは、逆を返せば持っていない方が多い、という意味にとらえてよろしいのでしょ うか。

### 鈴木義仁会長

これはそういう意見が出たということでしょうかね。その人はそう感じた、ということなのでしょうか。

## 事務局(消費生活係長)

意識を持たれている方がいない、ということではなく、消費者市民社会という考え 方が結構最近出てきた考え方なので、今までもされてきていることが消費者市民社会 にもつながるということを認識されるということも含めての御意見であったと理解 しております。

## 大澤委員

意見の上から2つ目に高齢者をおおむね65歳以上としているがということがあります。おそらくライフステージの分類ということなのでしょうが、先ほどの施策検討部会でのお話とも非常に関わることだと思うのですけれども、先ほど「見守り」という言葉が出てきましたけれど、「見守る」とか「教育」という言葉が上から目線に感じるというのは非常に同感です。さらに、65歳以上という数字にも若干違和感を持っております。少し下すぎるのではないかと。私は今大学で教員をしておりまして、うちの大学は定年は65歳なんですけれども、70歳まで延長ができ、普通に授業をされています。そういうこともあり、私の中では65歳というと高齢者の印象を持っていないんですね。先ほどの「見守る」ということとも関係するのですが、「教育」という言葉でも、対象については非常に難しい問題があるという印象を持っております。何歳以上ならいいのか、とどこかで区切れる問題ではないと思います。例えば70歳以上にしたらいいのかといったら、おそらくそういうことでもないと思います。結局は人それぞれなんですね。教育ということを考えるときにもそのあたりのことを意識するといいのかなと思います。本当に色々な方がいらっしゃいますので、職場だけでなく本当にお元気な方がたくさんいらっしゃると感じています。担い手というこ

とにも触れられておりますけれども、私は教育を受ける側、見守られる側ということ への意識をすることが非常に難しいなと、感想で恐縮ですが。

### 村副会長

少し教えていただきたいのですが、部会報告書の裏面の今後の予定を拝見すると、 平成 27 年度に既に消費者教育推進計画があって、その実施状況について検討をする、 平成 28 年度の消費者教育推進計画の案があってそれについて検討する、それから 平成 29 年度の消費者教育推進計画の策定に向けて、とあります。横浜市の消費者教育推進計画というものがあってチェックをされるということだと思います。今日の資料には横浜市消費者教育推進計画が添付されていません。そういう意味では何がなんだが正直わけがわかりません。

消費者教育推進法に基づいて、幼児から高齢者までライフステージに対応して、消費者教育をやっていくということですね。それに対して横浜市でも、消費者教育推進計画を立てて進めておられる。それを点検したうえで、次年度次々年度どうしていくかということを検討されると。そういうことだとは思うのですが資料がないと意見の言いようがないと思うのですが。

# 事務局(消費経済課長)

そちらにつきましては、計画がこのような流れの中で決まってきているという御報告をさせていただくという趣旨でございます。教育部会の方で御議論を深めていただいてそれを市の消費者教育を推進していくうえで参考にさせていただくということです。

## 鈴木義仁会長

28年度からの計画はこれから作っていくんですよね。27年度計画はもうできている。本当は27年度の計画は配布された方がよかったのではないかと。出来ていないものを出して、ということではないので。

### 田中委員

12月に送っていただいたものがその計画ですよね。

## 事務局(消費経済課長)

はい。お送りいたしました。本日は配布しておりませんでした。

### 田中委員

ただ、27年度の推進計画がなんで10月に出来上がって配られるのかなぁというように不思議に思った記憶があります。

## 事務局(消費経済課長)

市会との関係がございまして、「方向性」について市会から御承認いただきました のが27年9月でしたので、27年度につきましては変則的に計画が後から確定になり ました。

#### 田中委員

横浜市の年度は12月から始まるわけではないですよね。内容的に市会でそうもめ

るような内容ではないと感じるのですが。

## 事務局(市民経済労働部長)

もめることはありませんでした。逆に言うと消費の分野というものは、なかなか関心を持っていただきにくい分野なんですね。推進法ができて、1年前の3月の議会で「方向性」を作ろうと思っていますよ、ということをお出ししております。その後に改めて、ということになりますとなかなか市会の開催のタイミングが難しいということがございまして、年に4回ということですので春先を逃しますと次は9月になってしまうということですので、部会の方で皆様に御検討いただき、また私共の方で練ったものについて9月の委員会でお示ししました。先生がおっしゃられましたように本来ならば年度の初めにすべてが平成27年度に向けてスタートダッシュがきれて、「方向性」とともに27年度の計画ができているというのが美しい姿ではあるのですが、27年度につきましては非常に変則的に秋から、各局等で実施しております事業の計画について一つにまとめたもので27年度の計画とさせていただいたというストーリーでございます。

28年度につきましては27年度の計画を踏まえまして、当然今予算の審議を市会でしておりますので、予算審議を経て確定したものをまとめましたものを皆様にお出しできるのが28年度の計画ということでございます。ですから、28年度計画の「案」を取るために、先ほど先生がおっしゃられましたように部会で見ていただきまして、28年度の案を検討するということは、27年度の振返りをするということにもなってまいります。しかし、振返りをするということになると27年度の決算が閉まらないと確定しないということがございますので、おおむね6月から7月の間で開催していただくというストーリー立てにさせていただきました。29年度計画についてもあわせて書かせていただいておりますのは、役所のタイムスケジュールで非常に恐縮なのですが、29年度の予算についての検討が夏から始まってまいりますので、27年度にやってきたこと、28年度にやっていることやろうとしていることを踏まえて、次の29年度にはこういった視点を踏まえて検討すべきではないか、ということを部会から御意見いただければ、私共としてはありがたいということで3点示させていただいたものでございます。資料が足りなかったことにつきましてはお詫び申し上げます。

#### 村副会長

今のお話を伺っていると、横浜市の消費者教育推進計画は単年度計画で、いつも年度の半ばくらいにならないと決まらなくて実施できなくて、というすごく不思議な状況になっていると思います。たとえば、中期計画、長期計画というものを議論して、中長期の大枠を決めて、その中で単年度ごとに中期計画や長期計画の進捗を見ながら必要があれば見直しをして、という形でおやりにならないと、ぶつ切りの単年度の計画だけですとなかなか難しいような気がします。

たとえば3年から5年の中期計画、もう少し長めの長期計画のようなスパンで計画 を考える余地はある、というか可能なのでしょうか。

# 事務局(市民経済労働部長)

検討の余地はあろうかと思いますが、あくまでも今回は、「方向性」という形で、これまでのものを踏まえながら、消費者教育をどのように推進していくのかということを取りまとめたということが大前提にございます。その中で単年度計画を作ったということです。国は中期のものですとか長期のものとかもひっくるめて計画という表現をされていると思いますので、なかなかそのあたりの分解の仕方が難しいのですが、市としましては国や県のそういった動きも見ながら「方向性」ということで一つの指針のような形でまとめたものの上に単年度の計画がのっているという形にしております。「方向性」につきましても、当然ずっと変わらないということはございませんし、これから安全法の動きなども見据えていった時に、例えば3年後、5年後といった時に今の「方向性」でいいのかということは当然議論しなければならないと認識しております。 今の部会の皆様に改めて御議論いただくテーマということになるのかなと思いますけれど。今の段階はとにかくやっとスタートしたということでございまして、27、28、29 というところでは実際の運用状況を見ながら次のステップを踏んでいくことになるのかなと思います。先生から御指摘いただいた通りではあると思います。

# 事務局(消費経済課長)

「方向性」は中期計画的な意味合いがあります。国の方でも計画は5年ごとに見直 しがされますので、そういうものを踏まえて私共の「方向性」も見直しをしていくよ うになります。

#### 鈴木部会長

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

#### 下嶋委員

最初に佐藤委員がおっしゃられたのですが、「教育」という言葉は上から目線というとうことなのですが、おそらく平成 24 年 12 月に消費者教育の推進に関する法律が施行されて、その半年後に閣議の決定で学校や地域や職域で消費者教育を推進するということがもとになっていると思うのです。

横浜市の場合は、20 年ほど前は社会教育係というものがあって今は生涯学習ということになっていると思います。それと同じように、法律が消費者教育推進であっても、特に高齢者の方に教育をするというのは、教育部会の方が指摘されているように違和感が強いですね。報告書を市民の方に読んでもらう場合でも、「高齢者に教育かよ」ということになると、「いや、それは国の法律で教育となっています」ということではなくて、5年ごとに見直しがあるのでしたら、横浜市としては介護保険法の下でも高齢者の方は尊厳を持って地域で安全安心に暮らしていけるようにということですので、一自治体として提言のような形で、「教育」ではなくて「啓発」だとか「アドバイス」だとか表現してもいいのではないのでしょうか。

それから、大澤委員がおっしゃられたように高齢者の定義も非常に様々です。英語でしたらヤング・オールド、ミドル・オールド、オールド・オールドと分けて考えていますけれども、日本語ですと、その時々で都合のいいように資料によっては 60 歳

以上としていたり、65歳以上だったり、場合によっては後期高齢者の75歳以上であったりと、自分の頭の中で考えないと、「ここでいう高齢者とは一体どのくらいの人を指すのかな」ということが統一されていないし、状況の変化によってかなり定義も変わって来ると思いますので、私共が施策に提言するという際には、「私たちは高齢者をこういう風に定義しました」、そして高齢者が高齢者を見守る、村先生がおっしゃったように高齢者は何も社会的弱者ではないので、高齢者が高齢者を見守っても何の問題もない気がします。せっかく教育部会もいらっしゃるので、やはり施策を検討する時に、一番大事なのは教育に行きつくと思います。

振り込め詐欺やオレオレ詐欺を撲滅するためには検挙率を上げれば一気に減ると思うんですね。それだけでは済まない、被害に遭われる高齢者はだいたい 65 パーセントから 70 パーセントくらいが地域における高齢者を 60 歳以上でとらえていると思います。施策検討部会で検討するにあたって、消費者問題ですから老若男女すべてを対象にしたっていいとは思いますけれども、高齢者に焦点が当たるのは被害に遭っているという現状から検討させていただいていると思いますので、高齢者の定義と教育の定義と、スタート地点から少しあいまいなままで、走りながら直していくということもいいとは思うんですけれども、定義づけをしっかりして議論することも一案だと思います。

### 鈴木部会長

ありがとうございます。想定以上にこの部会報告のところで色々と御意見が出ましたので今後の御議論の参考にしていただければと思います。時間もありますので、消費者教育推進地域協議部会の報告につきましては、よろしいでしょうか。

### 議題4 消費者団体等協働促進事業審査評価部会報告

## 鈴木義仁会長

では議題4の「消費者団体等協働促進事業審査評価部会報告」をお願いします。作間部会長が御欠席ですので、作間部会長から職務を代理する委員として大岡委員が指名されていますので、大岡委員から御説明をお願いいたします。

#### 大岡委員

はい。それでは、消費者団体等協働促進事業審査評価部会の報告をさせていただきます。資料の4-1をご覧ください。改めてではございますが報告書にもありますが、この部会の目的は、下段にあります、消費者団体などの持つ発想や手法を活かした提案を基に、消費者被害の未然防止を図るとともに、団体等の自主的活動を促進するため、地域での消費者教育・啓発講座、消費生活相談事業を横浜市と協働で実施する「消費者団体等協働促進事業」の募集内容の検討、実施団体の審査・選考、事業の評価などを行うことです。従いまして、募集して、新しい提案事業の審査をし、実施結果の評価をすることが目的です。

構成委員は報告書のとおり、作間部会長以下4名です。

前回の審議会以降の開催状況ですが、昨年3月17日に第1回、ここでは平成27年度に向けての募集要項と審査基準について検討しました。それから、平成

26年度実施事業の評価表について検討しました。

第2回は6月11日に開催しました。ここでは、二つの検討項目が挙がっておりますけれども、前年度に実施された促進事業の評価と当該年度の新しい提案事業の審査の二つについて検討しました。

それから第3回、こちらは例年とはちょっと違い11月19日に、議題の2にありますように平成28年度に向けたこの事業の見直しについて検討いたしました。今後の予定でございますけれども、4月と6月に開催される予定です。従来は6月に前年度の結果の評価と当該年度の提案事業の審査を1回で行っていましたが、今回からは4月にまず新年度の事業の審査を行います。それから回を分けまして6月に旧年度実施事業の評価を行います。

これまで新しい事業は7月から開始ということだったのですが、少し前倒ししまして6月くらいから開始できるような形にできるように部会開催の時期を早めています。

ページをおめくり下さい。平成26年度実施事業の評価についてです。一つは講座事業に3団体挙がっています。それから相談事業については1団体です。評価右側に評価概要が書いてあります。一番目の案件については充実した内容であった、2番目の案件には団体特性を活かした内容だった、あるいは3番目の案件については参加しやすい工夫がされていた、4番目の相談事業につきましてはホームページで予約状況確認可能な整備がされており事業の周知につながったという点を評価しました。

一方、一番上の事業では、消費者に専門的な内容をわかりやすく伝える工夫が必要である、2番目の事業については消費者が興味を持つような工夫が必要である、3番目の事業については、広く市民に啓発する講座とするための広報の工夫が必要であるといった改善を要する点を指摘しました。

それから下の方に27年度に採択されました事業の審査・選定については記載してあります。結果としまして26年度に実施された団体が同様の事業を27年度も引き続き行うという結果になっております。事業内容等については資料のとおりです。消費者団体等協働促進事業審査評価部会の報告は以上です。

#### 鈴木義仁会長

ありがとうございました。消費者団体等協働促進事業につきましては、平成 28 年度に向けて見直しを実施されたということです。見直しの概要について事務局から説明をお願いします。

## 事務局(消費経済課長)

はい。それでは、お手元の資料4の2を御覧ください。平成28年度に向けまして、ただいま御説明いただきました消費者団体等協働促進事業については見直しを行っております。こちらは「横浜市消費者教育推進の方向性」の趣旨に基づきまして事業を見直したものでございます。平成24年12月施行の「消費者教育の推進に関する法律」で消費者市民社会という考え方が位置付けられ、25年6月閣議決定された「消

費者教育の推進に関する基本的な方針」で幅広い担い手の支援、育成とともに担い手間の連携、情報共有を促進することが示されました。それらを受けた「横浜市消費者教育推進の方向性」におきまして、「消費者市民社会形成」に向けた各種団体等との協働の推進が柱の一つとして定められています。これに即しまして、この事業の見直しを行ったものです。

資料内の1にございますが見直しを行うにあたって、各種市民団体等に御意見を伺いましたところ、事業名称が「消費者団体等」となっていることで、自分たちの団体やNPO法人等が活用できるものだということが分かりにくい、講座実施回数等の条件が厳しくて、申請の手間に見合わない、新たな事業を提案するために事業に係る人件費等も必要になるので考慮してほしい、事業審査にはプレゼンテーションや質疑応答の機会があった方がいい、などの御意見がありました。

それから、募集内容を明確に示す必要があるということで、こちらについても団体から御意見をいただきました。やはり「消費者市民社会」という考え方、言葉自体がまだまだなじみが薄い言葉であるけれども、それに沿った環境活動やフェアトレードなどの活動をしている団体は市内に数多くあるので、そのような団体が「消費生活」という視点を取入れた事業提案をすることが可能であるし、そういったことによって提案団体にとっても新たな参加者や支援者層を広げるきっかけになるという御意見をいただきました。このような事からもっと広がった形の事業になってほしいという御意見をいただきました。

その結果、見直しの概要としましては、事業名称の変更、募集テーマの設定、補助上限額、実施条件、対象経費、交付制限、実施期間、審査方法等の見直しを行いました。 裏面の新旧対照表を御覧ください。 27 年度までは消費者団体等協働促進事業という事業名で、消費者教育啓発講座と消費生活相談事業とその他事業を募集し、対象事業数を例としてですが、30 万円が2団体、10 万円が2団体としておりました。

しかし来年度からは消費生活協働促進事業ということで、消費者団体ではないけれども団体の中で消費者市民社会の理念に沿った活動をされているところも応募できるようにしました。それから、消費者被害の未然防止に向けた取組、消費者市民社会の実現に向けた取組を募集テーマとし、内容につきましても講座回数などのこれまでのような制限をなくし、補助上限額 40 万円の中で事業を考えていただくという形にしました。

また、対象経費については、新規事業を立ち上げるということなどから人件費についても対象に含むこととしました。 啓発物の作成費も新たに対象経費としました。 交付制限につきましては、1事業に対して通算3回までとし、事業に広がりを持てるようにしました。実施期間も少しでも多くの期間実施できるように、これまでより1か月前倒しして6月から翌年3月までとしました。審査方法についても書面審査だけではなくヒアリングを実施することとしました。 御説明は以上でございます。

鈴木義仁会長

ありがとうございました。ただいまの部会からの御報告、また、事業の見直しにつ

いての説明に関して、御意見ないし御質問はございますか。

#### 大澤委員

少し質問させていただいてよろしいでしょうか。以前、消費者団体等協働促進事業審査評価部会に所属しておりましたので、26年度事業の評価の部分と27年度の事業の選定の部分を見ておりまして、部会に所属していた時と全く同じ団体さんがやっているなと思い出したところで、応募団体が固定化しているということは以前から、もう5、6年くらい前から言われていたと思います。色々な団体に参加していただけるようにするというのは非常にいい方向性ではないかと思いますので、基本的にはこちらの見直し概要に書かれていることに賛成です。

その上で質問なのですが、開催回数が以前は15回とか5回とか決まっていたけれども、そういった条件はなくなったということなので、例えば今までこういったことをしたことがない団体が、試しに2回だけ講座を開いてみるとか、そういった形でも対象に今後はなるという理解でよろしいでしょうか。

事務局(消費生活係長)

はい。

大澤委員

それであれば、そこのハードルはかなり下がっているのでよいと思います。

事務局(消費経済課長)

講座だけではなく活動を組み合わせて色々な展開ができるかと思っております。

鈴木義仁会長

他にいかがでしょうか。

#### 議題 5 公募委員選考部会報告

鈴木義仁会長

続いて、「公募委員選考部会報告」です。それでは、鈴木和子部会長、よろしくお願いします。

鈴木和子部会 長

鈴木です。よろしくお願い致します。資料の5をお開きください。それでは、 公募委員選考部会の報告をさせていただきます。

この部会は第6次審議会から実施されています。消費者を代表する委員の一部を市民からの公募による委員とすることにより、市民の立場からの意見及び提案等を政策形成過程に活用するとともに、審議会を市民に開かれたものとし、市民との協働による消費者行政の実現を図ることを目的としております。

構成委員については報告書のとおり3名の委員が所属しております。

次に、開催状況についてですが、第1回は平成26年12月4日木曜日に開催され、「第10次消費生活審議会委員公募のスケジュール案及び関係事項について」が主な議題でした。

第2回は平成27年2月23日月曜日に、「募集方法及び応募状況について」、「応募者の選考について」の議題で開催されました。

続きまして、第10次審議会公募の概要についてですが、応募資格は「消費者問題に関心があり、平日の昼間に開催される会議に出席できる、市内在住の20歳以上の方」としました。

募集に関しましては、周知方法としては、「広報よこはま 12 月号はま情報への掲載」、「市のホームページに掲載」、「市民局広報課ツイッターアカウントによる情報発信」、「横浜市消費生活総合センターメールマガジン『消費生活ハマメール』に掲載」を行いました。募集期間、応募方法につきましては報告書のとおりです。

今後の予定としましては、時期及び開催回数は未定ですが、第 11 次審議会公募委員の選考を行う予定です。公募委員選考部会の報告は以上でございます。

鈴木義仁会長

こちらには御意見や御質問はありますか。特によろしいですかね。

## 議題6 消費者被害救済部会報告

鈴木義仁会長

では部会報告の最後で、消費者被害救済部会からの報告をお願いします。消費者被害救済部会につきましては部会開催がなく、部会長の選出がされておりません。報告書はございませんので、事務局からの報告をお願いします。

事務局(市民経済労働部長)

それでは、事務局から御報告させていただきます。第 10 次審議会期間中である平成 26 年 10 月から現在までの間に、横浜市消費生活条例第 41 条に基づくあっせん・調停に付する事案はございませんでした。今後被害救済についてどのようにしていくのか等については事務局の方でも考えていきたいと思っておりますが、今のところは案件がございませんでした。

もう一つどのような相談があったかということについて、参考資料の4を添付しております。今日は横浜市消費生活総合センターの小守所長も出席しておりますけれども昨年の11月30日に平成27年度上半期の相談状況の記者発表を行いました。

現在インターネット接続回線の相談が非常に増えております。主な内容としては、 高齢者においてもデジタルコンテンツに関する相談が増加しているということ、イン ターネット接続回線に関する相談の急増、健康食品に関する相談の増加がございま す。資料2ページでございますが、先ほども高齢者の年齢定義についてのご意見があ りましたけれども、センターの消費生活相談での区切りは 50 歳以上 60 歳以上 70 歳 以上となっておりますけれども、グラフ2をご覧になっていただきますとやはり高齢 者の方の相談が増えている状況になってございます。

3ページの年代別相談の上位5品目については全年代でデジタルコンテンツに係る相談が1位となっております。主な相談内容とセンターでの対応については6ページ以降に相談事例がございます。以上でございます。

#### 鈴木部会長

ありがとうございました。私も以前被害救済部会におりましたけれども1件も付託 案件を処理することなく終わってしまったのですが。付託を検討した案件もなかった のでしょうか。

## 事務局(消費経済課長)

平成 26 年 12 月から平成 27 年 12 月までの間に、センターに寄せられた相談約 25,700 件のうち、解決に至らなかったものが 210 件ございますが、その多くは相談者が、事業者とこれ以上交渉することを望まないケース、法的手段を検討されたいというケース、金融ADRなど色々な機関が出てきていますが、他の専門的な相談機関による斡旋や相談を望まれるケース、相談者或いは事業者と連絡がとれなくなるケースや、事業者の対応が不当なものであるとは、言い難いケースなどであり、消費者被害救済部会への付託条件を満たすものではありませんでした。

#### 鈴木義仁会長

被害救済部会に関して御意見や御質問はございますでしょうか。

## 下嶋委員

一つ質問があるのですがよろしいでしょうか。岐阜県や愛知県の方で産廃の食品を一般の流通の方に流してしまったことがありますけれども、ああいったものをお弁当か何かに紛れ込ませて売ってしまったという場合に、消費者が消費者被害に遭ったと認識するまでにはタイムラグができてしまいます。ああいった問題を消費生活審議会でプロテクトするのは難しいような気がしますので、保健所であるとかもっと大きな組織で消費者保護をしないと無理なのではないかと思います。

## 鈴木義仁会長

審議会ではああいう個別に起きた被害についての救済は行わないですね。

### 下嶋委員

そうではあると思います。ですが消費者被害の大きな範疇には入ると思います。か といって消費者教育をいくら一生懸命しても教育の範囲でプロテクトできるもので もないと思います。

#### 鈴木義仁会長

スーパーで売られていたら知らずに買ってしまうと思いますね。

#### 村副会長

今の御意見はすごく大事な事だと思います。横浜市の審議会で議論をして、横浜市にこういうことをして下さいということ、これは横浜市消費生活審議会の大きな仕事だと思うのですけれども。横浜市の審議会でこういうことで問題があるからと議論をして、市でできることはこの程度だけれども、神奈川県だったらこういうこともできるんじゃないか、これはもう国にやってもらわないと消費生活が守られないというようなことも、審議会の議論の経過の中では当然あるだろうと思います。それは意味のないことではなくて、審議会の結論として審議会なり市の方から、例えば神奈川県にこういう政策を要望すると要望を出してもらうとか、国に対して要望を出してもらうとか、そういうこともありうるわけですね。全国の自治体で行われている審議会など

から、国に対してそういう要望がたくさん出るということになれば国としても無視はできないです。今の御指摘はすごく大事なことで、この審議会で議論をして、こうだったらいいな、とかこういう風になるといいな、というようなことを県や国に対して要望や提言も含めて私は非常に意味のあることだと思いますので、消費生活のために市ができること以外は審議会で議論する意味がないということではなく、きちんと大枠で議論をすればいいのではないかと思います。

### 下嶋委員

どうもありがとうございます。

# 事務局(消費経済課長)

消費行政全般に関して横浜市から意見を言うということもあるかと思います。今施 策検討部会で御議論いただいております高齢者の見守りに関しても横浜市における ということで横浜市ではこうやって行きますよということで、横浜市の中から見えて くるものもあったり全国的に共通するものもあるかと思います。そういったものも含めてこの場で御審議いただいていることが消費行政に対する御提言というようになるかと思います。

### 鈴木義仁会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

### 田中委員

私も第9次の時、被害救済部会に所属していました。やはり審議会でのあっせん・ 調停はありませんでした。この審議会でのあっせん・調停というのは、まずセンター でのあっせんの作業があって、それによって解決できない時に市長が審議会のあっせ ん・調停に付することができるとなっています。

たとえば、上大岡のセンターに私共は弁護士会派遣で相談員さんたちから相談を受けるという立場で行くのですが、相談員の方々にも審議会でのあっせんの場に持ち込もうという気持ちがなく、おそらくそれは、相談員の方々の中にも審議会におけるあっせん・調停が機能していないという認識があるからだと思います。

案件がないならないで仕方ないでしょうけれども、制度を活かすということであれば、年に1件はあっせんをやろうと目標を立てて、例えば相談員の方々には、適切な事案があれば情報提供してもらうなど、積極的にやろうとしないと、事実上条例の第41条というものは使われないまま5年10年と経っていってしまうと思います。

# 事務局(市民経済労働部長)

私も昨年4月に着任しまして、これは一体何なのか?と半年くらい思っておりました。おっしゃられた通りで、センターの方で一生懸命事業者の方を招いたりしてあっせん風な形でお話をする場を設けてくれるものですから、どうしてもそこでイエスとなったのか、ノーとなったのかという話で終わりがちでありました。本来ならば、そこからさらにもう一歩進めるべき案件があるのではないかということを、おそらく現状で言えばセンター発で出てきたものをわれわれがしっかりとキャッチして、それを皆様方にお諮りして、救済部会で取り挙げるべきじゃないかという議論につなげなけ

ればいけないのですが、そのストーリーがきちんと出来上がっていないままに何年も 経過しているというのが非常に正直ベースで申し上げると実情ということでござい ます。

今、事務局サイドでこの制度を活かす、あるいはストーリー立てとして、ちゃんとここまで来たけれども審議会でのあっせんまでは不要だったとか、ここまで来たから皆様にお諮りするという形にきちんと明快にわかるような形で組み立てるように指示をしてございます。では次はあるのか?という話になると、「ある」ということまでは申し上げられないものの、こういう状況でこうなっていますということを御報告できるようにはなっているのではないかと思いますので、今回につきましてはこの御報告をさせていただきたいということです。

## 村副会長

参考になるかどうかわかりませんけれども、東京都の被害救済委員会のことを少し だけお話したいと思います。今、私は東京都の被害救済委員会の会長をしております。 東京都の被害救済委員会は、今期は6件あっせんをやっております。ただ、東京都で 6件というのは少ないと言われてしまいました、というようなやり取りを事務局とこ の間したばかりなのですけれども。東京都でもあっせんに上げていくのにたいへん苦 労をしています。そういうことがあって東京都の場合は、東京都のセンターで受け付 けてあっせんがうまくいかなかった案件以外にも、区や市のセンターで相談窓口で受 けてあっせんがうまくいかなかったものも都の被害救済委員会に付託できるという ように、何年か前に条例を改正しました。それに加えて事務局は、各区や市のセンタ 一に出向いて行って「何か案件はありませんか」という御用聞きをすごくしています。 「こういう案件はどうだろうか」ということになると、どんな案件か、どんな資料が あるのか、消費者にヒアリングに来てもらったり、資料を出してもらったり、消費者 本人にもすごく協力してもらわないとできないことなので、消費者に協力してもらえ るかどうかなどを確認してもらって、被害救済委員会の担当者が直に連絡をしてもか まなわないかなどを確認するなど、事務局レベルの下準備にものすごく手間をかけて やっています。そうやって色々と案件が上がってくる中で、ふるいにかけられてでき そうなものが絞り込まれて、都民全体のために扱うことに意味のあるものに絞ってや っているというようなことをしています。

全国どこでも難しいと思いますが、被害者が高齢者の場合に難しいものが多いです。80代、90代の高齢被害者に被害救済委員会に来てくださいと言うのは極めて困難です。消費者側の事情ということになりますけれども。今は移動が非常に激しく定住しないので、ちょくちょく引越しをされて連絡が取れなくなってしまうということもあります。住民の流動性というところにも一つ問題があります。被害救済委員会にかかっている間に都から転出して他の自治体に移ってしまっているということが現実にあります。

それから事業者に連絡が取れない、バーチャルオフィスなどの場合もあって、事業 者との連絡が取れなくなってしまう、取れないというものもあります。なかなか難し いという状況があります。先ほど田中委員から年に1件くらいやるつもりでというお話がありましたけれども、本当にそういうつもりで相談窓口と連携を持って職員の人が一生懸命にならないと、年に1件やるのでも大変ではないかなと思います。横浜市の人員の整備の中でどれくらいこのために割けるのか、というようなこととの折り合いの中で考えていただくということが、本当に動かすためには必要ではないかと思います。ちょっと御参考になればとお話させていただきました。

鈴木義仁会長

東京都は多いかなと思っていたら、そのような御苦労があったんですね。

田中委員

一応、第9次の審議会では付託を検討した案件の報告はしてもらって、こういう事情で付託に至りませんでしたというところまではやられたんですね。記憶ベースでお話をして申し訳ありませんが。第10次ではそれもないので、とうとう審議会自身がこの点に関してはさじを投げてしまったみたいな形になっているので、ちょっと復活した方がいいのではないかなと思い、先ほど年1件というように目標を立ててはどうかという意見を述べました。

鈴木義仁会長

東京都では区や市まで出向いて御用聞きに伺っているようですけれども、横浜市の場合には御用聞きの行先は上大岡に行けばすむので、ぜひ連携を密にしていただいて 1件でも付託を目指して頑張っていただけたらと思います。

事務局(消費経済課長)

被害救済の進め方等については事務局で検討いたします。先ほど村副会長からもおっしゃっていただきましたように、新たな課題への対応等、増加している消費者行政 全体の業務量からの問題もございます中で、一つずつ検討していきたいと思います。

#### 議題7 その他

鈴木義仁会長

よろしいでしょうか。それでは議題7のその他について、今後の予定などですね、 事務局から説明をお願いいたします。

事務局(消費経済課長)

それでは、事務局から今後の予定等について御説明させていただきます。 まず、今後の審議会及び各部会開催の予定についてです。

第3回の消費生活審議会を8月下旬から9月上旬にかけて開催する予定です。施策 検討部会でまとめていただきます第10次の報告書案及び消費者教育推進地域協議部 会からの消費者教育推進計画への御意見を審議会として確定していただく予定です。

施策検討部会につきましては、4月から6月に開催する予定でございます。第 10 次審議会報告をまとめていただきますことから、4月から5月にかけて第3回目を開催させていただき、審議状況によっては、6月に第4回を開催させていただく場合があるというように考えております。

次に、消費者教育推進地域協議部会については6月から7月頃に1回開催し、28

年度消費者教育推進計画の確定、29年度の同計画策定及び27年度の同計画の振返り について御意見をいただく予定です。

続きまして、消費者団体等協働促進事業審査評価部会については2回開催する予定です。第4回を4月中旬から下旬にかけて開催し、28 年度実施事業の審査を行います。また、第5回の部会は6月に開催し、27 年度実施事業に対する評価を行う予定です。

公募委員選考部会についてですが、第 10 次におきましては、審議テーマに即した 市民委員の方を選考するために、第 10 次審議会が発足してから公募を実施しました が、従前どおり第 11 次発足前に次期市民委員を公募する予定です。開催予定回数及 び開催時期については未定ですが、再度選考をしていただくということでよろしくお 願い致します。

消費者被害救済部会につきましては、審議会でのあっせんに付託される案件が発生 しましたら随時開催となります。こちらの部会のあり方等につきましては事務局で検 討してまいります。

それから、委員報酬の支払いに関してですが、年間支払額が5万円を超える場合に、 次年の源泉徴収票へのマイナンバーの記載が必要となってくるため、開催回数により 該当される委員の皆様には、後日マイナンバーをお伺いすることとなります。番号の 管理等については厳正に努めますので、御協力くださいますようお願いいたします。

## 鈴木義仁会長

ありがとうございました。先ほど言い忘れてしまったのですが、消費者被害救済部会についてですが、年1回の報告会をやっていましたよね。私が部会にいた時には付託案件がなくても年1回開催されていました。

### 田中委員

第9次では開催されていました。

## 事務局(消費生活係長)

記者発表資料の相談状況の御報告などの内容で開催しておりました。

### 鈴木義仁会長

第10次でやらなくなったことには何か理由があるのでしょうか。

# 事務局(消費生活係長)

第 10 次につきましては、付託案件がないということがあり、事務局で見直しを行っておりますのでそれが固まってからという形で考えておりました。案件がなかったということが一番の理由でございます。

## 鈴木義仁会長

過去に案件がなくなって被害救済部会を開催しなくなったのですが、確か弁護士会から出ていた武井委員が、「付託案件がなくても年1回くらい報告はしてほしい」ということを要望して、それ以来付託案件がなくてもこういう相談があってセンターでのあっせんをしたのがこれくらいあり、そのうちで三者面談で決裂したのがこうなっ

て、年によっては付託を考えた案件もあったけれどもだめでした、というような報告をしていただいていたと思うので、それをやっぱりする必要があるのではないでしょうか。10次になって急になくなってしまったので、なんでなくなっちゃったのかなと。付託案件がないのは前からなので、ないけれども被害救済部会としてせめて報告会という形であったと思うのです。

## 事務局(消費経済課長)

事務局内で人が変わったことによって、そういったことに関する引継がちょっと弱かったのだと思いますが、あり方を考えておりますところですので、また御相談させていただければと思います。

## 鈴木義仁会長

よろしくお願いします。それでは今後の予定等について、御質問がなければ、以上で第10次の第2回横浜市消費生活審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

### 資 料 資料

### 議事次第

- 資料1-1 第10次横浜市消費生活審議会委員名簿
- 資料1-2 第10次横浜市消費生活審議会委員所属部会
- 資料 2 第 10 次横浜市消費生活審議会 施策検討部会報告書
- 資料 3 第 10 次横浜市消費生活審議会 消費者教育推進地域協議部会報告書
- 資料 4 1 第 10 次横浜市消費生活審議会消費者団体等協働促進事業審査評価 部会報告書
- 資料4-2 平成28年度に向けた消費者団体等協働促進事業の見直し概要
- 資料 5 第 10 次横浜市消費生活審議会公募委員選考部会報告書
- 参考資料 1 第 10 次横浜市消費生活審議会テーマ「地域における高齢者の見守りの在り方について」にむけた基礎情報
- 参考資料2 ≪参考≫地域における見守りの担い手
- 参考資料3 各区の高齢者支援業務に係る取組
- 参考資料 4 横浜市記者発表資料 平成 27 年度上半期 消費生活相談概要